

どもの属する世帯の全員の住民 票の写し	2 公務員である一般受給資格者については、第十条の規定は、これを適用しない。 (旧児童手当法施行規則の規定の適用についての技術的読替え)
の規定により児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定を適用する場合における児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第六十六号)による改正前の児童手当法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十三号)附則第二条において「旧児童手当法施行規則」という。)の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第十一条 法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により児童手当法の一項、第三項又は第五項の規定により適用する令
第十二条 平成二十三年度における子ども手当特別措置法施行令(平成二十三年政令第三百八号。以下「平成二十三年度子ども手当特別措置法施行令」)の規定により適用する令第七条の二第二項第一項	第十二条 平成二十三年度における子ども手当特別措置法(平成二十三年政令第三百八号)第七条の二第二項第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第一項
第十三条 平成二十三年度子ども手当特別措置法施行令第六条の規定により適用する令第七条の八第一項	第十三条 平成二十三年度における子ども手当特別措置法(平成二十三年政令第三百八号)第七条の二第二項第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第一項
第十四条 平成二十三年度子ども手当特別措置法施行令第六条の規定により適用する令第七条の八第一項	第十四条 平成二十三年度における子ども手当特別措置法(平成二十三年政令第三百八号)第七条の二第二項第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第一項

ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則(平成二十三年厚生労働省令第六十六条号)による改正前の児童手当法の一部を改正する令第七条の二第二項第一項	第十二条 平成二十三年度子ども手当特別措置法(平成二十三年政令第三百八号)第七条の二第二項第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第一項
平成二十三年度子ども手当特別措置法施行令第六条の規定により適用する令第七条の二第二項第一項	第十二条 平成二十三年度子ども手当特別措置法(平成二十三年政令第三百八号)第七条の二第二項第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第一項

五項の規定により適用する法第二十二条第一項	法第二十四条第一項の規定による子ども手当に係る寄附の申出は、当該受給資格者に支給する子ども手当(施設入所等子どもに係る部分を除く。)の額の全部又は一部について行うものとし、市町村長の定める日までに様式第十二号による申出書を市町村長に提出することによって行わなければならない。 (子ども手当に係る寄附)
平成二十三年度子ども手当特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第一項	平成二十三年度子ども手当特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第一項
平成二十三年度子ども手当特別措置法第二十二条第一項	平成二十三年度子ども手当特別措置法第二十二条第一項
平成二十三年度子ども手当特別措置法第二十二条第一項	平成二十三年度子ども手当特別措置法第二十二条第一項
平成二十三年度子ども手当特別措置法第二十二条第一項	平成二十三年度子ども手当特別措置法第二十二条第一項

一 当該施設の保育士の数が旧児童福祉施設最低基準第三十三条第二項に規定する保育士の数の半数以上であること 三 平成二十三年度中に当該施設の保育士の数が旧児童福祉施設最低基準第三十三条第二項に規定する保育士の数以上になることが見込まれること	第十八条 法第二十四条第一項の規定による子ども手当に係る寄附を受けたときは、当該寄附を申し出た受給資格者に対して、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。 一 当該寄附をした者の氏名及び住所 二 当該市町村が寄附を受けた旨 三 当該寄附の額 四 当該寄附を受けた年月日 (受給資格者の申出による学校給食費等の徴収)
二 法第二十五条第一項の内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。	第十九条 法第二十五条第一項及び第二項の規定による費用の支払の申出は、市町村長の定め日までに様式第十三号による申出書を市町村長に提出することによって行わなければならない。 一 学校給食法(昭和二十一年法律第一百六十号)第十一條第二項に規定する学校給食費 二 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)に規定する幼稚園又は特別支援学校の幼稚部(第五号において「幼稚園等」という。)の保育料
三 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等専修学校の前期課程又は特別支援学校の小学校若しくは中学部(第五号において「義務教育諸学校」という。)の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用	三 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等専修学校の前期課程又は特別支援学校の小学校若しくは中学部(第五号において「義務教育諸学校」という。)の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用
四 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の利用に要する費用	四 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の利用に要する費用
五 その他義務教育諸学校又は幼稚園等の学校教育に伴つて必要な費用	五 その他義務教育諸学校又は幼稚園等の学校教育に伴つて必要な費用

3 法第二十五条第一項の内閣府令で定める費用とは、前項第二号から第五号までに掲げる費用とする。

(特別徴収の通知)

第二十条 法第二十六条第二項の内閣府令で定める事項は、同項に規定する特別徴収対象者の氏名及び住所とする。

(施設等受給資格者のが國又は地方公共団体である場合の子ども手当の取扱い)

第二十一条 法第二十七条第一項の規定による施設入所等子どもに対する子ども手当の支払は、施設等受給資格者に支給すべき子ども手当のうち、当該施設入所等子どもに係る部分を当該施設入所等子ども（法第三条第三項各号に掲げる子どもに該当しなくなつた者を含む。）ごとに支払うことによつて行うものとする。

（身分を示す証明書）

第二十二条 法第三十二条第二項の規定によつて当該職員が携帶すべき身分を示す証明書は、様式第十四号による。

（報告書の提出）

第二十三条 法第十六条第一項の規定によつて読み替えられる法第六条第一項の認定をする者は、平成二十三年十月から平成二十四年二月までの間における子ども手当の支給の状況については平成二十四年三月末日までに、平成二十四年三月における子ども手当の支給の状況については内閣総理大臣の定める日までに、それぞれ当該状況についての報告書を内閣総理大臣に提出するものとする。

附 則 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

（様式の経過措置）

第二条 この省令の様式（様式第一号、第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十三号を除く。）による書類については、児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法施行規則及び平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第五十一号）の様式による紙を取り繕い使用することができる。

附 則
(平成二十四年三月三一日厚生労働省令第六六号)
抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日厚生労働省令第四八号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。
（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第1号(第3条関係)	令和五年三月三一日厚生労働省様式第1号(第3条関係)
（様式）	
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。	
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	

注意
1. この欄は、日本国内に住所を有しない父兄等によって当該父兄等が住所を離れている子どもの子ども手当を受給する者として認定された方（「認定者登録」といいます。）が、子どもが在籍する学校の学籍登録用紙等に記入して下さい。
2. 父兄等登録欄には、(1)父兄等登録欄に記入して下さい。
3. 父兄等の「父兄登記欄」を記入して下さい。
4. 父兄の「父兄登記欄」を記入して下さい。
5. 「被認定者登録欄」に記入して下さい。
6. 「登録欄」に記入して下さい。
7. ご参考用に、(1)父兄登記欄(2)父兄登記欄(3)登録欄(4)登録欄

注意
1. 必要があるときは、所要の変更又は補充を加えることができます。
2. 受給者登録欄に記入することにより、注意事項を忘却することができます。

様式第8号（第9条関係）

様式第8号(第9条関係)

子ども手当 受給事由の届出書		受取用印(捺印用印)
申請者情報		
姓 名 性別 年齢	○ ○	
配偶者情報	平成() 年()月()日()	
被扶養者情報		
姓 名 性別 年齢	○ ○	
申告事項		
1. 受給者が他の市町村に住所を有したことにより子供の受給事由が変更した場合で、その住所の変更について、転居届きなどをもろんの受取者であることを示して提出した場合は、この届出書は提出が必要はありません。なお、転居届出等で同一の届出を複数回提出した場合は、()内にその届出を記載する旨の欄に複数回提出等と記載して下さい。		
2. 受給者が市長・村長・地区長等より提出する場合は、提出時に提出する旨の欄に提出して下さい。		
3. お問い合わせは、お問い合わせください。		
4. 本件は郵送にて、提出することができます。		
※この届出書における「子供」の意味		
被扶養者の出生した年月日 平成()年()月()日		
備考		
□ 被扶養者はよく読みながら記入してください。 □ 稲毛等へ提出する場合は必ず提出してください。 □ 郵送等にて提出する場合は必ず提出してください。		

(日本工業規格JIS-K0656)

(裏面)

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができます。
2. 受給者等による提出することにより、任意事項を登録することができます。

様式第9号(第9条関係)

子ども手当 受給事由の届出書(賃貸等による場合)		受取用印(捺印用印)
申請者情報		
姓 名 性別 年齢	○ ○	
配偶者情報	平成() 年()月()日()	
被扶養者情報		
姓 名 性別 年齢	○ ○	
申告事項		
ア. 転居等を理由として、賃貸業者に提出された旨 賃貸業者の場合は提出の場合は、提出時に提出する旨の欄に記載して下さい。 注) お問い合わせは、お問い合わせください。		
イ. 地方公務員等による提出の場合 地元の市長・村長・地区長等より提出する場合は、提出時に提出する旨の欄に提出して下さい。		
ウ. 調整等による提出の場合 お問い合わせは、お問い合わせください。		
エ. 郵送等による提出の場合 提出時に提出してください。		
オ. 本件は郵送にて、提出することができます。		
※この届出書における「子供」の意味		
被扶養者の出生した年月日 平成()年()月()日		
備考		
□ 本件は郵送等にて提出する場合は、提出時に提出してください。 □ 地方公務員等による場合は、提出時に提出して下さい。 □ お問い合わせは、お問い合わせください。		

(日本工業規格JIS-K0656)

(裏面)

備考

1. 「賃貸等による提出(法人事業)」の場合は、受給者が法人の様式のものを提出し、法人である場合は法人代表者又は委託人として下さい。若者等の場合は又は地方法公務員等による場合は、地元の市長・村長・地区長等を代理人として下さい。
2. 地方公務員等による場合は、提出時に提出する旨の欄に提出して下さい。
3. フラット等の賃貸業者が賃貸等で居住する場合は、その住所の変更について、転居届出等を提出する場合がありますので、提出して下さい。
4. お問い合わせは、お問い合わせください。
5. 賃貸等による提出者(法人事業)は、提出時に提出してください。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができます。
2. 受給者等による提出することにより、任意事項を登録することができます。

様式第10号（第11条関係）									
(表裏)									
本支払 子ども手当 請求書									
					税額(税込) 年月日 契約登記年月日				
受給者等の氏名	受給者等の住所	施設等の名称	施設の種類	開設者等の指定者(法人の主たる事務所の所在地) 年月日	平成 年 月 日				
					平成 年 月 日				
提出する旨の欄									
○ 填入の際は、必ず印を押してください。 ① 他の欄は、記入しないでください。 ② クラス印は、印を押してください。 ③ 記名押印に代えて、署名することができます。									

(日本工業規格JIS-R4148)

様式第10号（第11条関係）									
(表裏)									
本支払 子ども手当 請求書									
					税額(税込) 年月日 契約登記年月日				
受給者等の氏名	受給者等の住所	施設等の名称	施設の種類	開設者等の指定者(法人の主たる事務所の所在地) 年月日	平成 年 月 日				
					平成 年 月 日				
提出する旨の欄									
○ 填入の際は、必ず印を押してください。 ① 他の欄は、記入しないでください。 ② クラス印は、印を押してください。 ③ 記名押印に代えて、署名することができます。									

(日本工業規格JIS-R4148)

様式第11号（第11条関係）									
(表裏)									
本支払 子ども手当 請求書(施設等受給資格者用)									
					税額(税込) 年月日 契約登記年月日				
受給者等の氏名	受給者等の住所	施設等の名称	施設の種類	開設者等の指定者(法人の主たる事務所の所在地) 年月日	平成 年 月 日				
					平成 年 月 日				
提出する旨の欄									
○ 裏面の注意をよく読んでから記入してください ① 空印の欄は、記入しないでください ② 他の欄は、記入してください ③ 記名押印に代えて、署名することができます。									
					平成 年 月 日 平成 年 月 日				
					平成 年 月 日 平成 年 月 日				

(日本工業規格JIS-R4148)

様式第11号（第11条関係）									
(裏)									
注意									
1 この請求書は、里親等への委託が解除され、又は施設を退所した施設入所者子どもについて、本支払の手当がある場合に提出するものであり、当該本支払の手当をそのまま引き受けられ、又は当所した施設入所者子どもに対して支払ふところといたします。 2 「施設等の氏名(法人名等)」欄は、子ども手当の受給資格者(施設等の施設等の運営等の委託者)について記入してください。受給資格者が個人である場合は、法人名及び代表者氏名を記入してください。 3 「施設入所者子どもであつた者の「住所」欄は、委託解除又は退所後の施設入所者子どもであつた者の住所について記入してください。 4 「施設の内容」欄及び「請求期間」欄は、「子ども手当の受給資格者(施設等の施設等の運営等の委託者)が支払われるべき子ども手当のうち里親等の委託が解除され、又は施設を退所した場合等で受給資格が消滅した施設入所者子ども分で、まだ支払を受けいなかつたものについて、その期間及び金額を記入してください。 5 「施設入所者子どもでなくなった年月日」欄は、里親等に委託され、又は施設に入所していった施設入所者子どもが里親等等への委託が解除され、又は施設を退所した年月日や、施設等を搬出した場合等で受給資格が消滅した年月日を記入してください。 6 施設等の設置者(小規模住居型乳童養育事業を行なう者を含みます。)は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村(特別区を含みます。)へこの請求書を提出してください。									

備考
1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができます。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができます。

様式第12号 (第18条関係)
(第18条)

様式第12号 (第18条関係)
登録番号

子ども手当に係る審査の申請書

(審査者) 由利村長

私は、平成24年6月における子ども手当の支給等に関する特例措置法第4条第1項の規定に基づき、
子ども及子供で費用を負担するため、由利村から支給を受けた子ども手当の額のうち、以下の額につき、
子ども手当の額のうち手当の額を差し出すことを申し出ます。

子ども手当の額 (手当の引取の額を示す印欄)	印	回
□子ども手当の一部 (手当支給額に占める額を表示)	平成24年6月支給額(18万5千円～1万5千円)	印
	平成24年6月支給額は2万5千円、3万5千円	印

(注) 保育料の特別措置、学校給食費等の額が該当する場合は、それを控除した後の額にします。

平成 年 月 日
住所 _____
氏名 ○

【備考】必要なあらわしは、別表の変更又は調整を加えることができる。

様式第13号 (第19条関係)
(第19条)

様式第13号 (第19条)
登録番号

子ども手当に係る学校給食費等の額の改定に関する申出書

由利村長 _____ 署

私は、平成24年6月における子ども手当の支給等に関する特例措置法第4条 第1項 の規定に基
づき、由利村から支給を受けたテレホン料金の額をもつて手当の額から、以下の費用につき、保育料も手当の
支給額をもつて支払いを受ける旨を申し出ます。

なお、手当の額は又は手当の額の更改を行わない限りにおいて、本申請に基づき、平成24年6月分
までの子ども手当の各費用の支拂に充てるものとします。

額の変更・費用	
_____	_____
_____	_____
_____	_____

平成 年 月 日
住所 _____
氏名 ○
子どもの氏名 _____

【備考】必要なあらわしは、別表の変更又は調整を加えることができる。

様式第14号 (第22条関係)
(第22条)

様式第14号 (第22条) (第22条)	
子ども手当定期収納手帳	
第 令	
第 月	第 年
男	女
夫	妻
子	孫
母	父
平成 年 月 日 頃付	
由利村長 署	

様式第14号 (第22条) (第22条)	
子ども手当定期収納手帳	
第 令	
第 月	
第 年	
男	
女	
夫	
妻	
子	
孫	
母	
父	
平成 年 月 日 頃付	
由利村長 署	

備考
1. 附表その他の資料を行い、規則に合致するものとする。
2. 二種類の定期収納手帳、交付するものとする。定期収納手帳

3. 二種類の定期収納手帳を交付する場合は、定期収納手帳と定期収納手帳の二種類を交付する。

4. 二種類の定期収納手帳を交付する場合は、定期収納手帳と定期収納手帳の二種類を交付する。

5. 二種類の定期収納手帳を交付する場合は、定期収納手帳と定期収納手帳の二種類を交付する。

6. 二種類の定期収納手帳を交付する場合は、定期収納手帳と定期収納手帳の二種類を交付する。

7. 二種類の定期収納手帳を交付する場合は、定期収納手帳と定期収納手帳の二種類を交付する。

8. 二種類の定期収納手帳を交付する場合は、定期収納手帳と定期収納手帳の二種類を交付する。

9. 二種類の定期収納手帳を交付する場合は、定期収納手帳と定期収納手帳の二種類を交付する。

10. 二種類の定期収納手帳を交付する場合は、定期収納手帳と定期収納手帳の二種類を交付する。

11. 二種類の定期収納手帳を交付する場合は、定期収納手帳と定期収納手帳の二種類を交付する。

12. 二種類の定期収納手帳を交付する場合は、定期収納手帳と定期収納手帳の二種類を交付する。